

第1

令和7年11月27日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第41号 唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について	… 1
議案第42号 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（第2期）の策定について	… 19
議案第43号 唐津市青少年支援センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	【資料当日配布】

2 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 令和7年秋の教育長表彰について（教育総務課）	… 23
② 共催及び後援について（教育総務課）	… 30
③ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 31
(3) その他	

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和7年12月23日（火）14時00分
会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第41号

唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について教育委員会の意見を求める。

令和7年11月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 粟 原 宣 康

提案理由 国及び佐賀県の給与改定に準じて教育長の期末手当を改定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

2 改正理由

人事院勧告等に準じ改正するもの

3 条例案の内容

(1) 唐津市職員給与条例の一部改正（第1条及び第2条）

ア 紙料表の改定

県に準じて職員給与と民間給与との較差 11,005 円 (3.07%) 解消のため、
月例給引上げ

【行政職給料表】

初任給：大卒 13,700 円 (6.21%)、高卒 14,200 円 (7.55%) 引上げ
初任給以外：若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに遞減さ
せる形で引上げ

【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表 (1) の引上げ改定に伴い、医師に対する初任給手当（支給限
度額）を改定 月額 416,600 円→417,600 円

ウ 宿日直手当の改定

国、県に準じて、宿日直手当の限度額を改定
1回あたり 4,400 円→4,700 円

エ 期末手当・勤勉手当の改定

・国、県に準じて、期末・勤勉手当の年間の支給月数を 0.05 月分引上げ
(暫定再任用にあっては、0.05 月分引き上げ)

・期末・勤勉手当年間支給月数：4. 6月分→4. 6 5月分

(暫定再任用にあっては、2. 4月分→2. 4 5月分)

(ア) 一般職の職員（暫定再任用職員、特定任期付職員を除く）

年 度	区 分	6月	12月	合計（月）	
現 行	期末手当	1.25	1.25	2.5	4.6
	勤勉手当	1.05	1.05	2.1	
令和7年度 (改正後)	期末手当	1.25	<u>1.275</u>	<u>2.525</u>	4.65
	勤勉手当	1.05	<u>1.075</u>	<u>2.125</u>	
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.2625</u>	<u>1.2625</u>	<u>2.525</u>	4.65
	勤勉手当	<u>1.0625</u>	<u>1.0625</u>	<u>2.125</u>	

(適用日：令和7年12月1日…表中段、令和8年4月1日…表下段)

(イ) 暫定再任用職員

年 度	区 分	6月	12月	合計（月）	
現 行	期末手当	0.7	0.7	1.4	2.4
	勤勉手当	0.5	0.5	1	
令和7年度 (改正後)	期末手当	0.7	<u>0.725</u>	<u>1.425</u>	2.45
	勤勉手当	0.5	<u>0.525</u>	<u>1.025</u>	
令和8年度 以降	期末手当	<u>0.7125</u>	<u>0.7125</u>	<u>1.425</u>	2.45
	勤勉手当	<u>0.5125</u>	<u>0.5125</u>	<u>1.025</u>	

(適用日：令和7年12月1日…表中段、令和8年4月1日…表下段)

オ 通勤手当の改定

国に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額に改正

区 分	現 行	改正後
使用距離が片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円	<u>7,300円</u>
使用距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円	<u>10,400円</u>
使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円	<u>13,500円</u>

使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800円	<u>16,600円</u>
使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700円	<u>19,700円</u>
使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600円	<u>22,800円</u>
使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400円	<u>25,900円</u>
使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200円	<u>29,100円</u>
使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000円	<u>32,300円</u>
使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800円	<u>35,500円</u>
使用距離が片道 60 キロメートル以上	31,600円	<u>38,700円</u>

(2) 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
(第3条及び第4条)

ア 給料表の改定

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 期末手当・勤勉手当の改定

特定任期付職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数を0.05月分引上げ

年 度	区 分	6月	12月	合計(月)	
現 行	期末手当	0.95	0.95	1.9	3.65
	勤勉手当	0.875	0.875	1.75	
令和7年度 (改正後)	期末手当	0.95	<u>0.975</u>	<u>1.925</u>	3.7
	勤勉手当	0.875	<u>0.9</u>	<u>1.775</u>	
令和8年度 以降	期末手当	<u>0.9625</u>	<u>0.9625</u>	<u>1.925</u>	3.7
	勤勉手当	<u>0.8875</u>	<u>0.8875</u>	<u>1.775</u>	

(適用日：令和7年12月1日…表中段、令和8年4月1日…表下段)

(3) 市長及び副市長の給料その他の給与条例（第5条及び第6条）、唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第7条及び第8条）、唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（第9条及び第10条）、唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第11条及び第12条）の一部改正

市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者及び市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ

年 度	区 分	6月	12月	合計（月）
現 行	期末手当	1.725	1.725	3.45
令和7年度 (改正後)	期末手当	1.725	<u>1.775</u>	<u>3.5</u>
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.75</u>	<u>1.75</u>	<u>3.5</u>

(適用日：令和7年12月1日…表中段、令和8年4月1日…表下段)

4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、次の事項については、各項目に記載する日からの適用又は施行とする。

- ・令和7年 4月1日適用…給与条例別表第1（行政職給料表）、別表第2（医療職給料表）、初任給調整手当、宿日直手当、及び通勤手当並びに特定任期付職員条例第7条給料表
- ・令和7年12月1日適用…改正後の令和7年12月支給の期末手当及び勤勉手当
- ・令和8年 4月1日施行…令和8年度以降支給の期末手当及び勤勉手当

(案)

議案第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年 月 日 提出

唐津市長 峰 達郎

提案理由 人事院勧告等に準じ改正するものである。

(案)

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

(唐津市職員給与条例の一部改正)

第1条 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「416, 600円」を「417, 600円」に改める。

第17条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第25条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1～2 略

第2条 唐津市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	410,000円
2	460,000円
3	514,000円
4	580,000円
5	662,000円
6	773,000円
7	902,000円

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の

「107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給料その他の給与条例（平成17年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第11条 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第12条 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中唐津市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第12条、第17条、別表第1及び別表第2の改正規定並びに第3条中唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第1条中給与条例第27条及び第30条の改正規定並びに第3条中任期付職員条例第8条の改正規定、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定 令和7年12月1日

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の給料その他の給与条例（以下この項において「改正後の市長及び副

市長給与条例」という。)、第7条の規定による改正後の唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下この項において「改正後の教育長給与条例」という。)、第9条の規定による改正後の唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例(以下この項において「改正後の競走事業管理者給与条例」という。)及び第11条の規定による改正後の唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「改正後の市議会議員報酬条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の給料その他の給与条例、第7条の規定による改正前の唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第9条の規定による改正前の唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例及び第11条の規定による改正前の唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の市長及び副市長給与条例、改正後の教育長給与条例、改正後の競走事業管理者給与条例及び改正後の市議会議員報酬条例の規定による給与等の内払とみなす。

(施行に関する必要事項の委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 号参考資料（第7条関係）
唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

(期末手当)	改 正 案	現 行
(期末手当)		
第4条 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	

議案第 号参考資料（第8条関係）
唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

(期末手当)	改 正 案	現 行
(期末手当)		
第4条 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

✓ **俸給**

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

✓ **本府省業務調整手当**

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

✓ **特地勤務手当等**

- ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に

0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期		12月期	
	令和7年度	期末手当 勤勉手当	1.25月(支給済み) 1.05月(支給済み)	1.275月(現行1.25月) 1.075月(現行1.05月)
	8年度 以降	期末手当 勤勉手当	1.2625月 1.0625月	1.2625月 1.0625月

1

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

考え方

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

見直し内容

- 官民給与の比較対象を **【企業規模100人以上】** とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、**東京23区本店の【企業規模1,000人以上】** と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人**以上と比較**

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し
 - ・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
 - ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】

(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

職務の級	手当額（円）		
	現行	見直し後	
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
 - ※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間 昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置（特地勤務手当等の見直し）

《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》

- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためにには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
- ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特地勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止**
 - ・特地勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大**
 - ・特地官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
- ※ そのほか、①特地官署等の指定の見直し、②特地勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
- ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当

《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円) (現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

《令和7年4月実施》

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定（普通・特別宿日直：+300円 医師当直：+1,500円）

地域手当

《令和8年4月実施》

- ▶ 給与制度のアップデート（令和7年4月～）で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

令和7年10月14日

「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

佐賀県人事委員会

☆ 本年の給与勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- ① 民間給与との較差 11,005 円 (3.07%) を解消するため、人材確保の観点を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、全年齢層において給料月額を引上げ
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ (4.60 月分⇒4.65 月分)

I 職員の給与に関する報告及び勧告

1 公民の給与較差に基づく給与改定等

(1) 職種別民間給与実態調査

- ・ 企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 377 事業所から、無作為に 138 事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地調査
- ・ 調査完了 123 事業所 (調査完了率 91.1%)

(2) 公民給与の比較

- ・ 国の見直しを踏まえ、比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に変更

<月例給>

- ・ 本年 4 月分の職員給与 (行政職給料表の適用者) と民間給与 (事務・技術関係職種の従業員) について、役職段階・学歴・年齢別に対比してラスパイレス方式により較差を算出

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
368,985 円	357,980 円	11,005 円 (3.07%)

(注) 行政職給料表の適用者のうち、新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は比較対象から除外。
比較対象職員数は 3,099 人 (平均年齢 41.2 歳) である。

<期末手当・勤勉手当>

- ・ 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の特別給の支給割合と、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を比較したところ、職員の支給月数 (現行 4.60 月) は、民間の支給割合 (4.64 月) を下回る

(3) 改定の内容

<月例給>

職員給与と民間給与との較差 11,005 円 (3.07%) を解消するため、月例給を引上げ

[改定内訳：給料月額 11,002 円、はね返り分 (注) 3 円 (注) 給料の改定により諸手当の額が増減する分]

(ア) 行政職給料表

- 人事院勧告で示された行政職俸給表（一）の改定内容や人材確保の観点を踏まえ、大卒程度の初任給について 13,700 円 (6.21%)、高卒程度の初任給について 14,200 円 (7.55%)、それぞれ引上げ

[改定後の初任給額：大卒程度 234,400 円、高卒程度：202,300 円]

- 初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに遞減させる形で公民較差の範囲内で引上げ

[平均改定率：1 級 5.9%、2 級 4.4%、3 級 3.6%、4 級 2.8%、5 級～9 級 2.7%]

(イ) その他の給料表

- 行政職給料表との均衡を基本に改定（医療職給料表(一)は、国に準じて改定）

<期末手当・勤勉手当>

- 民間における特別給の支給割合に見合うよう、4.60 月分を 4.65 月分へ引上げ
- 引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
令和 7 年度 期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.275 月 (現行 1.25 月)
勤勉手当	1.05 月 (支給済み)	1.075 月 (現行 1.05 月)
令和 8 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

<通勤手当>

- 公共交通機関と自動車や自転車などを併用する際、パークアンドライドなどで駐車場等を利用している職員を対象として、駐車場等の利用料について、1 か月当たり 5,000 円を上限とする通勤手当を新設

<特地勤務手當に準ずる手当>

- 特地公署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

<宿日直手当>

- 勤務 1 回に係る支給額の限度を国に準じて引上げ改定

<初任給調整手当>

- 医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定

<教職調整額・管理職の本給への加算>

- ・ 教職調整額の支給割合を、令和 12 年度までに給料月額の 100 分の 4 から 100 分の 10 に、段階的に引上げ
- ・ 教職調整額の段階的な引上げと合わせて、教職調整額が支給されない校長・教頭等の本給への加算額を引上げ

[実施時期]

- ・ 給料表、初任給調整手当、特地勤務手當に準ずる手当、宿日直手当：令和 7 年 4 月 1 日
- ・ 期末手当・勤勉手当：令和 7 年 12 月 1 日
- ・ 教職調整額・管理職の本給への加算：令和 8 年 1 月 1 日
- ・ 通勤手当：令和 8 年 4 月 1 日

2 その他給与に関する報告事項

<通勤手当>

- ・ 距離区分の上限を「60km 以上」から「80km 以上」とし、「60km 以上」の部分について、2 km 刻みで距離区分を新設する

<職員の月例給与水準を適切に確保するための措置>

- ・ 月例給与水準が地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する国の見直しを踏まえ、本県においても、今後の地方自治法改正の動向や国の措置内容を注視する必要がある

<級別資格基準表の廃止>

- ・ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止する国の見直しを踏まえ、本県においても、職員の職務の級を決定する際に必要な経験年数や在級年数を定める級別資格基準表を廃止する

<教育職員の給与>

- ・ 本年 6 月の給特法等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要がある

議案第42号

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（第2期）の策定について

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（第2期）について策定するものとする。

令和7年11月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（第2期）

別紙のとおり

提案理由 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（第2期）について、令和7年10月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、整備計画を策定するものである。

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画【第2期】

(案)

令和7年 月

唐津市教育委員会

1 計画策定の要旨

本計画は、市立小中学校の校舎、屋内運動場・武道場及び教職員用トイレにおける和便器の洋式化（以下「トイレ洋式化」という。）を行い、利用者が安心・安全で快適に利用できるように整備を行うものである。

2 トイレ洋式化に係る今後の方針及び整備計画

(1) トイレ洋式化の優先順位

- ① 校舎内の児童・生徒用トイレ
- ② 屋内運動場及び武道場のトイレ
- ③ 教職員用トイレ

(2) 洋便器が充足している小中学校及び屋外便所については、本計画の対象外とする。ただし、屋外便所については、改築工事及び大規模改造工事を行う際に整備についての検討を行う。

(3) 現在、長寿命化改修工事を実施している西唐津中学校については、本計画の対象外とする。

3 その他

(1) トイレ洋式化整備年次計画

別紙のとおり

(2) 便器数の設定

① 校舎内の児童・生徒用トイレ

唐津市小中学校施設整備ガイドラインに基づき整備した、過去10年間の改築工事及び大規模改造工事を実施した小学校及び中学校各2校の洋便器（大便器）1基あたりの児童・生徒数の平均値を男女別に算出し、平均値（男子トイレ：19人/基、女子トイレ：11人/基）を超える学校について整備を行う。

② 屋内運動場及び武道場のトイレ

和便器の全てを洋便器とする。

③ 教職員用トイレ

和便器の全てを洋便器とする。

(3) その他の改修

学校のトイレの現状に応じた改修を行うため、必要に応じて既存ブースの改修を行うこととする。

(4) 計画外の和式トイレについて

本計画の整備後に残置している和式トイレ（大便器）については、学校へのヒアリングを実施し必要数を残し、それ以外は閉鎖することとする。

トイレ洋式化整備年次計画

別紙

	学 校 名	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
		校舎 児童・生徒用	屋内運動場 ・武道場	教職員用
小学校	東唐津小学校		3	3
	外町小学校	7	1	2
	長松小学校	22		3
	西唐津小学校	4		2
	高峰小学校		1	
	高島小学校			1
	佐志小学校			3
	鏡山小学校	2		
	鬼塚小学校	5		
	湊小学校		2	1
	成和小学校	3		1
	大志小学校	5		3
	浜崎小学校		2	
	玉島小学校		5	2
	伊岐佐小学校			2
	肥前小学校			2
	名護屋小学校		5	2
	打上小学校	1	5	3
	加唐小学校			1
	呼子小学校			2
	小川小学校		4	1
	七山小学校			3
	小学校計	49	28	37
中学校	第一中学校	3	3	3
	第五中学校	16	3	5
	鬼塚中学校		3	
	湊中学校			3
	西唐津中学校		5	
	浜玉中学校		3	
	相知中学校		4	
	北波多中学校		4	1
	馬渡中学校		1	5
	海青中学校			1
	七山中学校		3	
	中学校計	19	29	18
	合 計	68	57	55